

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

2024 年 9 月 1 日～2025 年 8 月 31 日

有限責任中部総合監査法人

目次

1	最高責任者メッセージ	3
2	行動指針	3
3	監査事務所概要	3
4	品質管理基盤	4
5	組織・ガバナンス基盤	4
6	人的基盤	5
7	IT 基盤	5
8	財務基盤	6
9	国際対応基盤	6
10	ガバナンス・コード適用状況	6

1 最高責任者メッセージ

公認会計士法は「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」と規定しています。当監査法人は、公認会計士の使命を果たすために、監査品質の確保が極めて重要であると考えています。全体研修、トップメッセージ配信、アンケート調査等を実施し、すべての専門要員に対し監査品質の確保の重要性について周知・徹底を行っています。

代表社員 早稲田智大

2 行動指針

私たちは、法令等の社会的規範はもとより、内部規律を遵守し清廉な姿勢を堅持します。

私たちは、インサイダー取引はもちろん、インサイダー取引への関与を疑われるような行為はしません。

私たちは、人間性を尊重し、明るく公正な法人風土を築くとともに、安全かつ良好な執行環境を確保します。

私たちは、企業市民として社会の一員であることを自覚し、プロフェッショナルとしての責任を果たすとともに、私たちを支えている社会及び環境をより豊かなものとするために、誠実に行動します。

3 監査事務所概要

法人名： 有限責任中部総合監査法人
所在地： 名古屋市中区丸の内 3-17-13
代表者： 早稲田智大
設立： 2022 年 9 月 14 日
構成員： 30 名
HP： csllac.com

4 品質管理基盤

当監査法人は、高品質な監査を提供することが、資本市場の健全な発展に不可欠であるとの信念に基づき、品質管理に関する適切な方針及び手続を定めています。また、監査業務の各段階において品質を確保するための具体的な体制を構築し運用しています。

監査契約の新規受嘱・更新：

監査契約を締結する前に、クライアントの事業内容やリスクを十分に評価し、当法人が適切な監査を実施できる専門的能力と体制を有しているかを厳格に審査します。独立性に影響を及ぼす事象がないかも、慎重に検討します。

監査チームの編成：

監査対象となる企業の業種、規模、リスク特性等を考慮し、最も適した知識と経験を有する人員を監査チームに配置します。

リスク・アプローチの徹底：

重要な虚偽表示リスクを識別・評価し、それに対応した効果的かつ効率的な監査計画を立案・実施します。

業務監理社員による指示・監督：

業務執行社員が、監査チームを適切に指示・監督し、重要な判断に関与します。

審査：

監査チームから独立した別の社員が、監査計画、実施した手続、及び結論の妥当性について客観的な視点から審査する制度を導入しています。

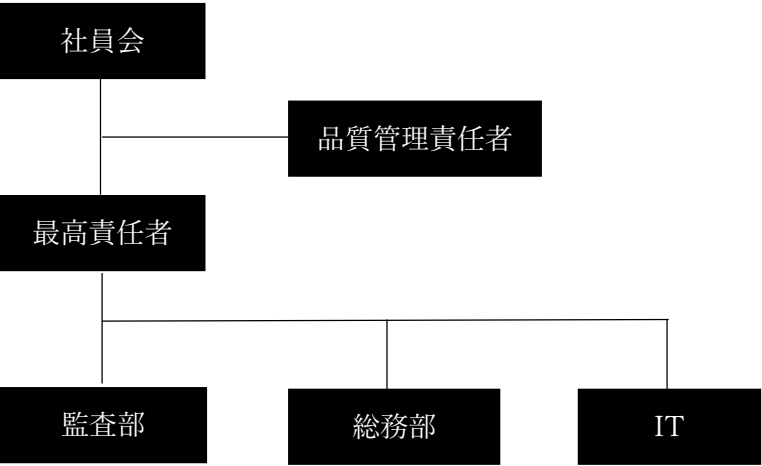
モニタリング（監視）体制：

個々の監査業務及び法人全体の品質管理システムが有効に機能しているかを定期的に検証・評価します。定期的検証を通じて識別された課題は、速やかに改善措置を講じ、全社的に共有することで再発防止に努めています。

5 組織・ガバナンス基盤

当監査法人では、すべての重要事項は最高意思決定機関である社員会において決定しています。社員会は、全社員で構成され、隔月開催しています。また、2024年8月より経営

機能の実効性を監督・評価するため、独立性を有する第三者である金刺廣長弁護士が顧問として就任しています。



6 人的基盤

当監査法人は、監査業務の品質を確保するため、高度な専門知識を有する人材を十分に確保しています。また、年間の研修計画を策定し、十分な研修時間を提供することにより、専門要員の能力向上に努めています。監査契約の新規受嘱にあたっては、監査業務を実施するための適正、能力、人的資源を有しているかを慎重に検討しています。

	2023 年 8 月末	2024 年 8 月末	2025 年 8 月末
公認会計士	16 名	26 名	27 名
公認情報システム監査人	1 名	1 名	1 名
その他	2 名	2 名	2 名
合計	19 名	29 名	30 名

※上記の人員数には非常勤職員も含まれております

7 IT 基盤

当監査法人は、全ての監査調書を電子的記録により保存しています。監査調書の電子化により、事後的な修正・改ざんを防止するとともに、監査責任者等による適宜適切な査閲が可

能となっています。

また、当監査法人はセキュリティ・ポリシーを定め、情報セキュリティ対策を実施しています。2024年6月からデータレスクライアント（ShadowDesktop）を導入し、監査業務において使用するPCにデータが残らない仕組みを構築しています。

8 財務基盤

当監査法人は、有限責任監査法人として内閣総理大臣の登録を受けており、法律の定めにより一定金額を供託しています。また、監査法人に係る業務及び財産の説明書類として、直近の2会計年度の計算書類を公衆の縦覧に供しています。

9 国際対応基盤

当監査法人には、海外駐在経験者4名が在籍しており、国際業務に従事しています。海外子会社往査、現地監査人との連携により、国際化しているクライアントへ監査業務を提供しています。グローバルネットワーク等には加入していません。

10 ガバナンス・コード適用状況

原則1：監査法人が果たすべき役割

監査法人のガバナンス・コード		当監査法人の取組み
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	経営方針及び経営行動指針は、構成員が参加する全体会議や所内研修会等を通じて代表社員及び社員から伝達され、法人の構成員に共通の価値観として共有されています。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人はその使命として、監査業務を通じて、利害関係者への情報の信頼性を確立すると共にクライアントの健全な発展に寄与し、以ってグローバルな資本市場の成長と公正な社会の実現に貢献することを挙

		げております。その使命を果たすべく、当法人の構成員が専門家として、それを実践するために守るべき規範としての品質管理方針を定めております。
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	監査の品質管理を重視した人事評価制度を採用し、法人の構成員が職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮できるよう動機付けを行っております。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人は少人数で構成される組織であることから、構成員間のフラットで日常的なコミュニケーションが可能となっております。
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方を含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	職業倫理の観点から、被監査業務は行っておりません。 一方で、監査法人の構成員には監査業務に支障のない範囲で兼業・副業を認めております。非監査業務を通じて構成員の知識、経験を深めることにより、高品質な監査業務の遂行にも資すると考えております。 ただし、監査クライアントに対する非監査業務は厳格な規制を行っております。
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当法人はグローバルネットワークへの加盟やグループ経営は行っておりません。

原則 2：組織体制（経営機能）

監査法人のガバナンス・コード	当監査法人の取組み
2-1 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人は、少人数で構成される組織であるため、特別な経営機関を設置しておりませんが、定期的を開催する社員会による適切な組織運営を行っております。
2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	社員会において各社員の担当業務を定め、当該担当業務の執行状況について、社員会において報告・検討及び承認決議を行っております。 主な社員担当業務として、品質管理担当、研修担当、人事担当、IT 担当等を定めており、監査業務の品質管理上の問題点が明らかになった場合等、必要に応じて社員及び専門職員による監査業務改善のためプロジェクトチームを組織し、積極的な議論により問題の解決を図っております。

2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	社員の選任においては、監査実務の能力のみではなく、価値観を共有し組織運営に対して積極的な関与を行える能力も重視して選任しております。
-----	---	--

原則 3：組織体制（経営機能の監督・評価）

監査法人のガバナンス・コード		当監査法人の取組み
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当法人は、少人数で構成される組織であることから、常設の独立した監督・評価機関は設けておりませんが、法人の重要事項に係る意思決定を社員全員で構成する社員会の合議により行い、各社員間の相互監督・牽制により経営の実効性を確保しております。 ただし、顧問として外部の弁護士が就任しており、定期的に顧問を交えた会議を開催し、経営機能の実効性についてのアドバイスを受ける体制を整備しております。
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性	

	を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	
3-4	監査法人は、監督・評価機関等がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	

原則 4：業務運営

監査法人のガバナンス・コード		当監査法人の取組み
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	社員も監査チームの責任者として、監査現場で実務を行うため、必要な情報等を適時に共有することができる体制にあります。また、定期的開催される社員会において会計監査の品質向上についての意見交換や議論を行っております。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	年間を通じて監査法人内部での研修会を実施するとともに、日本公認会計士協会が主催する研修会にも積極的に参加し、e ラーニングによる研修も活用しております。また、職業的専門家としての職業的懐疑心の発揮は評価の重要な要素としております。

4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	監査チームの編成に際しては、専門要員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用しています。 当法人における非監査業務は限定的ですが、知見や経験を獲得する機会を提供しています。 監査チームの編成に際しては、専門要員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用しています。 特定の人員に過度に業務量が偏重しないよう業務を割り振ることにより、業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備しています。
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査計画におけるリスク評価のため、定期的に経営陣幹部とのコミュニケーションを行うとともに、監査計画の説明及び監査結果の報告等、年間を通じて経営陣幹部及び監査役等とのコミュニケーションを行っております。また、往査の都度、監査役等並びに経理担当部長及び内部統制担当部長等と監査上のリスク等について意見交換をしております。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	当法人は少人数で構成される組織であるため内部通報制度は設けておりませんが、日々の公式・非公式なコミュニケーションにより構成員間の連携を図り、何らかの問題がある場合は社員間で迅速に共有される体制をとっております。

原則 5：透明性の確保

監査法人のガバナンス・コード	当監査法人の取組み
5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	現在、「透明性報告書」等といった形で文書は作成しておりませんが、本原則への取組み、対応状況について当法人のウェブサイトにて公表しております。 また、「品質管理システム概要書」及び「業務及び財産の状況に関する説明書類」を日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録情報にて公表しております。
5-2 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	指針 1-1 をご参照ください。
・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	指針 1-2 をご参照ください。
・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	監査品質の向上を重視して法人運営を行っております。
・ 監査法人における品質管理システムの状況	社員の中から品質管理責任者を選任し、その責任者の指示・監督のもと品質管理を行っております。
・ 経営機関等の構成や役割	当法人は少人数で構成される組織であるため社員全員で構成される社員会にて法人運営を行っております。
・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役	独立性を有する第三者として弁護士を選任し、経営機能の実効性を監督・評価する

	割、貢献及び独立性に関する考え方	体制を整備しております。
	・ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	非監査業務は知見を広げるのに有用であると考えているため、監査業務に支障のない範囲で実施していきたいと考えております。非監査業務の受託については社員会において協議することで利益相反や独立性の懸念へ対応しております。
	・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)	現在は Excel を用いた分析等に対応しておりますが、今後有用なツール等が登場した際には、法人・クライアントの規模等も勘案しつつ採用を検討していきます。
	・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	日本公認会計士協会が行う研修会への積極的な参加や業務において得た知見の共有などにより研修・教育を行っております。
	・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	現在、特定のクライアントからの報酬に過度に依存しているという状況にはありません。
	・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	海外子会社等を有する被監査会社の監査については、国際業務に精通しているメンバーが監査チームの構成員として積極的に関わり国際業務を円滑に遂行できるようにしております。
	・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	監査品質の向上に向けた取組みは社員会において議論の対象としております。
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・ グローバルネットワークやグルー	当法人はグローバルネットワークへの加盟やグループ経営は行っておりません。

	プの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）	
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当法人は、被監査会社に対しては、経営者や監査役等とのコミュニケーション時において、監査の品質の向上に向けた取組み等を説明し、積極的な意見交換に努めております。
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当法人は、品質管理のシステムの監視の結果を社員会に報告し、品質管理のシステムの評価を実施しております。
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	当法人は、品質管理、監査法人のガバナンス・コードへの取組みなどをウェブサイトにて開示することにより、寄せられた情報を組織的な運営の改善に向け活用いたします。